

主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人松島政義の上告趣意について。

当該判決裁判所の公判廷における被告人の自白が憲法三八条三項にいわゆる「本人の自白」に該当しないことは当裁判所の判例とするところであり、刑訴法三一九条二項の規定を理由としてこれを変更する必要のないことも亦当裁判所の判例に徴して明かである（昭和二三年（れ）第一六八号同年七月二九日大法廷、昭和二三年（れ）第二〇六三号同二四年一二月二一日大法廷各判決参照）。然るに、本件第一審判決は被告人に対する判示犯罪事実を、被告人の第一審公判廷の自白及び盜難届書、司法警察員並びに検察官に対する被告人の各供述書（自白）を総合してこれを認定しているのであるが、本件については当該判決裁判所の公判廷における被告人の自白がある場合であるからこの自白を補強する他の証拠を必要としないわけである。されば原判決が第一審判決について、判示貯物運搬の事実を認定するのにその引用の盜難届書をもつて被告人の自白の補強証拠たり得るとしたことは余剰の説示であつて、その判断の当否を問はず論旨の理由のないこと明かである。そして本件について刑訴法四一一条を適用すべき事由は認められない。

よつて同法四〇八条一ハ一条を適用し主文のとおり判決する。

右は裁判官小谷勝重の反対意見を除き裁判官全員一致の意見である。

裁判官小谷勝重の反対意見は次のとおりである。

憲法第三八条第三項に関する私の見解は、すでに本判決引用の昭和二三年（れ）第一六八号大法廷判決において反対意見として明らかにしておいたあつて、当該判決裁判所の公判廷における被告人の自白も亦憲法同条項にいわゆる「本人の

「自白」に該当するものといわなければならない。そして、被告人に対する犯罪事實を認定するには、当該犯罪構成要件事実の内、少くともその客觀的部分については被告人の自白のみをもつてしては足らず、必らずや他にこれが補強証拠の備わることを必要とするものというべく、これこそ憲法第三八条第三項の要請するところであると信ずる。ところで本件の賊物運搬罪については、その構成要件として当該物件が賊物たること、被告人がこれを或る地点から他の地点迄運搬したこと、及び被告人がその賊物たるの情を知つていたことの各要件を必要とするものであるから前二者の客觀的要件事実についてはこれを認定するに被告人の自白のみをもつてしては足らず、これが補強証拠を必要とするわけである。然るに、本件賊物運搬罪において第一審判決は証拠として前示多数説に示すとおりの証拠をあげているが、その内被告人の自白以外の証拠としては結局盜難届書唯一つである。そして右盜難届書をもつてしては、本件物件が盗品たることの補強証拠たるに止まり、未だ被告人が判示のごとくこの物件を運搬したという事実については到底これが自白を補強する証拠たり得るものではない。然らば第一審判決は被告人の自白のみをもつて被告人に対する犯罪事實を認定した違法あるものというべきである。従つて、本件において右盜難届書のみをもつて被告人の自白の補強証拠として必要にして十分なりと判断して第一審判決を是認した原判決は正に憲法第三八条第三項に違反するものというの外はない。なお、この点について原判決引用の当裁判所判例は本件に適切なものではない。されば論旨は理由があるから本件は刑訴法第四一〇条第一項本文第四一三条本文により、原判決及び第一審判決破棄の上これを佐賀地方裁判所に差戻すを相当と考えるものである。

昭和二五年一二月一五日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 霜山精一

裁判官 小 谷 勝 重
裁判官 藤 田 八 郎